

大和市告示第44号

大和市職員互助会運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市職員互助会運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市職員互助会運営費補助金交付要綱（平成20年大和市告示第92号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、教育長」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第2条の規定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては適用せず、改正前の第2条の規定は、なおその効力を有する。